

令和4年4月・10月施行 改正育児・介護休業法で求められる

労働者・出産育児申出労働者 育児休業・パパ育休研修 労務人事・相談窓口担当者

開催のご案内 主催：愛知県下各労働基準協会

令和4年4月1日、10月1日、令和5年4月1日の3段階で育児・介護休業法が改正され、右表の実施が義務となります。

愛知県下の労働基準協会では、企業が円滑に法改正に対応し、男女ともに仕事と育児が両立できるように、法改正に関係する様々な方々を対象とした「育児休業・パパ育休研修」を開催するとともに、労働者からの相談代行も行ってまいります。

ぜひともご活用いただきますようご案内いたします。

法改正により実施すべき事項

1. 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備 (1)~(4)のいずれかを実施しないいけません、複数実施することが望まれます。	(1)育児休業・産後パパ育休の 研修の実施
	(2)育児休業・産後パパ育休の 相談体制の整備 (3)自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供 (4)自社の労働者への育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知
2. 出産・育児(本人または配偶者)の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置 (1)~(4)の全てを実施	(1) 育児休業・産後パパ育休の制度
	(2)育児休業・産後パパ育休の申出先 (3) 育児休業給付に関すること (4)労働者が育児休業・産後パパ育休期間において負担すべき 社会保険の取扱い
3. 就業規則の変更	有期雇用労働者が育児休業・介護休業を取得できる要件が緩和、産後パパ育休制度の追加等

1. 労働者・出産育児を申し出た労働者へのインターネット研修

育児休業や産後パパ育休の内容を企業担当者が説明することも、労働者が理解することも難しいものです。説明に手慣れた専門家が、パワーポイントスライドを使い、楽しく分かりやすく法律の概要等を解説をします。

受講対象者	(1)全労働者 (育児休業を取得しやすい雇用環境の整備で行われる研修の対象者) (2)出産・育児(本人または配偶者)の申し出をした労働者 (個別の周知・意向確認の措置の対象者) 別途企業としての面談・書面交付・FAX・電子メール等での個別周知、意向確認が必要です。法律の基本的な研修のため、1.2.の対象者とも企業としての法律を上回る独自の制度、制度の申込先等の説明が必要です。しかし、法律の内容、制度の趣旨を説明することができ、労働者には親切的な研修です。				
研修形式	お申込み後にご連絡するパスワードにより、名北労働基準協会のホームページから、ご視聴期間中(1週間)なら、何時でも何所でもご視聴できます。また、研修資料、詳しい視聴方法をパスワードとともにメールでご送付いたします。				
研修内容	研修時間:1時間 (1)育児休業・産後パパ育休の制度 (2)育児休業給付に関すること (3)労働者が育児休業・産後パパ育休期間に負担すべき社会保険の取扱い 等				
講師	朋労務コンサルタントオフィス 所長 社会保険労務士 藤原 朋子 氏				
費用 消費税を含む	受講者数	1~10名	11~30名	31~50名未満	51名以上
	費用	1名につき 1,650円	1名につき 1,430円	1名につき 1,100円	一律 55,000円
	資料代	1名110円 ※自社にて印刷・配布時は不要です。			



※講師が企業に出張して研修を行うことも可能です。費用は1時間99,000円と上記の資料代です。

2. 労務人事・相談窓口担当者へのインターネット研修

改正育児・介護休業法の対応、実施すべき義務の一つである相談窓口の設置には、まず法律の内容を正確に知ることから始まります。法律の概要、改正のポイント、相談対応の留意点を体系的に解説します。

※受講修了者には修了証を発行します。

受講対象者	(1)労務人事担当者等 (2)育児休業・産後パパ育休の相談担当者 (3)社会保険労務士等労働専門家			
研修形式	お申込み後にご連絡するパスワードにより、名北労働基準協会のホームページから、何時でも何所でもご視聴できます。また、受講票、研修資料、詳しい視聴方法を視聴パスワードとともにご郵送いたします。			
研修内容	(1)改正育児・介護休業法の概要 (2)法改正に向けて準備すること (3)相談担当者に求められるスキル 等			
講師	朋労務コンサルタントオフィス 所長 社会保険労務士 藤原 朋子 氏			
費用	会員 3,960円 非会員 4,840円(資料代、消費税を含みます)			



3. 育児休業・パパ育休の相談代行

愛知県下各労働基準協会では企業の委託を受け、労働者が育児休業・パパ育休等の相談できる、企業の外部相談機関「勤労者労働総合相談センター」を開設しております。社会保険労務士等の労働法令に明るい専門家が相談に応じるため、労働者も安心して相談をすることができ、深刻な労働トラブルを未然に防止します。



相談センター活用の費用 労働者数10名未満 19,200円～

以外の費用は名北労働基準協会のホームページの「勤労者労働総合相談センター」案内をご覧ください。

複数項目のサポート事業をご活用の場合 上記費用は育児休業・パパ育休への相談代行を活用された場合の費用です。ハラスメント、メンタルヘルス、パートタイム労働者、派遣労働者、長時間労働者、公益通報等の、複数のサポート事業をご活用された場合の費用は、下記加算率を加えたものとなります。

相談代行項目数	2項目	3項目	4項目	5項目	6項目	左記加算率は(該当社員数÷全社員数)で減額します。 例)加算率50%×パートタイム社員20名÷全社員100名=10%が加算率。長時間労働者は前年度の特別条項適用者数
上記費用への加算率	+50%	+90%	+120%	+140%	+150%	

※上記費用は消費税を含みます。相談センター活用は年度途中の委託開始時の費用は月割り計算となります。

お申込み・お問い合わせ

お申込み・ご連絡

1. 労働者・出産育児申出労働者インターネット研修・3. 育児休業・パパ育休の相談代行

下記の申込書・連絡票を一般社団法人 名北労働基準協会へお送り下さい。折り返しお電話をいたします。

2. 労務人事・相談窓口担当者研修

下記の申込書・連絡票を各労働基準協会へファックスのうえ、お申込日から7日以内に会費を下記銀行口座へお振込ください。お振込を確認後、14日以内に名北労働基準協会より研修資料、視聴パスワード等をお送りします。

お問い合わせ：一般社団法人 名北労働基準協会 事業企画推進部

Tel 052-961-3655 Fax 052-962-1670 Email:roumu@meihokurouki.or.jp

名称	所在地	電話番号	FAX番号	対象地区
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港栄1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚20-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市

振込先(実施機関) 三菱UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No.2036133
 一般社団法人 名北労働基準協会 一般社団法人 名北労働基準協会 ※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。

申込協会	労働基準協会	改正育児・介護休業法関係研修等 申込書・連絡票		申込日	令和	年	月	日
企業名				TEL	()	-		
				FAX	()	-		
事業内容				E-mail				
所在地	〒							
ご担当者	職名	氏名	労働者数	名				
お申込み 連絡内容	<input type="checkbox"/> 労働者・出産育児申出労働者インターネット研修 参加予定人員 名 実施予定日 月 日～ ……折り返しお電話します。 <input type="checkbox"/> 労務人事・相談窓口担当者研修 …… 下記に受講者情報を記入し、会費をお振込みを下さい。 <input type="checkbox"/> 育児休業・パパ育休の相談代行 代行予定相談内容 <input type="checkbox"/> 育児休業・パパ育休 <input type="checkbox"/> ハラスメント <input type="checkbox"/> メンタル <input type="checkbox"/> パートタイム労働者 <input type="checkbox"/> 派遣労働者 <input type="checkbox"/> 長時間労働者 <input type="checkbox"/> 公益通報 ……折り返しお電話します。							
	区分(記入不要)	職名	氏名					
労務人事・ 相談窓口 担当者研修 受講者								
	会費支払時期	月	日	受講票送付先	受講者・担当者(部署名) 様			